□周波数測定装置〔W〕				
□地上無線航法装置〔ＬＲＮ〕				
□衛星無線航法装置〔ＧＰＳ〕				
□ファクシミリ受信機〔F〕				
□その他（　　）				

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［３枚目・４枚目　略］

［注１～17　略］

18　［略］

［(1)～(3)　略］

(4)　ブロッキングチャートは、空中線（高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。

［19～24　略］

別表第二号の四　特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の６、第20条の９及び第25条の２関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［１枚目～５枚目　略］

［注１～16　略］

17　16の欄は、次によること。

［(1)～(7)　略］

(8)　５Ｇ基地局（設備規則第49条の29の２に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(8)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における５Ｇ基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(9)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

［18～29　略］

□周波数測定装置〔W〕				
□地上無線航法装置〔ＬＲＮ〕				
□衛星無線航法装置〔ＧＰＳ〕				
□ファクシミリ受信機〔F〕				
□その他（　　）				

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［３枚目・４枚目　同左］

［注１～17　同左］

18　［同左］

［(1)～(3)　同左］

(4)　ブロッキングチャートは、空中線（インマルサット高機能グループ呼出受信機用に限る。）の中心から見通した場合における船上の回線障害物の設置状況を記載すること。

［19～24　同左］

別表第二号の四　［同左］

［１枚目～５枚目　同左］

［注１～16　同左］

17　16の欄は、次によること。

［(1)～(7)　同左］

(8)　５Ｇ基地局（設備規則第49条の29の２に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局のうち2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,645MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下この(7)において同じ。）にあつては、申請者が全国において初めて開設するものであるときは、免許の有効期間における５Ｇ基地局の導入計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。

(8)　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

［18～29　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（無線局運用規則の一部改正）

第三条　無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（義務船舶局等の無線設備の機能試験） **第六条**　義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日一回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確かめておかなければならない。 ［２・３　略］	（義務船舶局等の無線設備の機能試験） **第六条**　［同上］ ［２・３　同上］